

令和6年第7回日進市農業委員会議事録

開催日時

令和6年7月29日（月）15時00分

招集の場所

日進市役所 本庁舎 第1会議室

出席委員

会長 1番 市川 豊 会長

委員 2番 岩本 直美 委員 3番 福岡 幹弘 委員
4番 牧 正行 委員 5番 水野 俊弘 委員
6番 曾根 大祐 委員 7番 武田 住男 委員
8番 山本 裕子 委員 9番 萩野 淑子 委員
10番 萩野 章 委員 11番 尾関 洋子 委員

推進委員 浅井 昌行 委員 加藤 秀幸 委員
堀之内 済 委員 宮島 一人 委員
村瀬 勝美 委員

欠席委員

会議事件説明のため出席した者の職氏名

職務のため出席した者の職氏名

事務局 局長 村瀬 厚
書記 山浦 勝義
書記 青山 侑嗣
書記 田宮 信輔

付 議 事 項	議案第 1 号	農地利用最適化推進委員の選任について
	議案第 2 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
	議案第 3 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
	議案第 4 号	特定農地貸付法第 3 条第 1 項の規定による承認申請について
	専決第 1 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
	専決第 2 号	農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
	専決第 3 号	農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について
	その他	取消について 生産緑地のあっせん願いについて

開会	(1 5 : 0 0) 事務局長 議長 事務局 議長 議長 議長 事務局	定刻になりましたので、只今より令和 6 年第 7 回農業委員会を開催させていただきます。 それでは、会長より挨拶をいただいた後、議事の取り回しをお願いいたします。 ▲挨拶 議案に入る前に本日の議事録署名者は、6 番、7 番の両名ですのでお願いいたします。 本日の会議に傍聴の申し出はございますか。 本日の会議には 2 名の傍聴の申し出がございました。 何かご意見はございますか。 (全員異議なし) それでは傍聴者をお通しください。 (傍聴者入室) それでは議案に入ります。 議案第 1 号「農地利用最適化推進委員の選任について」を議題とします。 それでは、事務局から説明をお願いします。 議案第 1 号「農地利用最適化推進委員の選任について」ご説明します。 4 月の総会で承認されました、「農地利用最適化推進委員の辞任に伴う欠員補充の実施」について、広報にしん 6 月号及び市ホームページにて募集をかけました。募集は令和 6 年 6 月 1 日から 6 月 2 8 日までの間で実施し、合計 2 名の応募がありました。 農地利用最適化推進委員の任命については、「農業委員会等に関する法律」第 1 7 条において、「農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならない。」とされており、また、「日進市農地利用最適化推進委員選任に関する規則」第 8 条において、「農業委員会は、農業委員会の総会において、候補者のうちから推進委員として適当であると認める者を決定し、委嘱するものとする。」とされていることから、議案とさせていただきます。 議案として諮るにあたり、事務局で作成した案を基に、事前に農業委員による審査会を開催し、その結果、1 ページの
----	---	---

		者を最終候補者として諮らせていただきます。 なお、審査項目、点数、点数の基準においては、公平性を保つために現職の推進委員と全く同じものを用いています。 また、今後の流れですが、後ほどこの議案にご承認いただければ、令和6年8月1日から令和8年7月19日までの任期での委嘱となります。委嘱状につきましては次回の総会の際に出席していただき、その際に会長からお渡しいただきます。 なお、来月実施される農地パトロールを含め、推進委員活動及び毎月の最適化活動についても8月1日から始めていただきます。議案第1号「農地利用最適化推進委員の選任について」の説明は以上です。 議案第1号の案件について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。 ご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。 議案第1号「農地利用最適化推進委員の選任について」賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ということで、議案第1号については、原案のとおり可決とします。 続きまして、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 それでは、事務局から説明をお願いします。 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」2ページをご覧ください。 申請地の場所につきましては、2ページの地図をご覧ください。 申請地は、日進東中学校から南西に約250メートルに位置する農地で、登記地目、現況地目はいずれも田、面積は1,370㎡です。 申請者は、赤池町箕ノ手に居住しており、年齢は53歳です。 農地所有者は高齢であり、農地の耕作・管理が困難であるため、今回の申請者に売却するものです。 申請者は現在、年間180日農作業に従事しており、農作
	議長	
	議長	
	事務局	

		業歴は7年です。 農業用機械は、トラクター1台、耕うん機1台、軽トラック1台を所有しており、トラクター・耕うん機は藤塚にある申請者の実家にて保管しています。 申請地では水稻の栽培を予定しております。 現在他に所有している農地も適正に管理できており、適当であると思われます。 農地法第3条第2項第1号から第6号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書、現地調査、当事者に対する調査の結果、特段支障ございません。 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明は以上です。 議案第2号について、説明が終わりましたが、ご意見・ご質問等がございますか。 ご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ということで、議案第2号については、原案のとおり可決とします。 続きまして、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします それでは、事務局から説明をお願いします。 それでは、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」説明いたします。 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」3ページをご覧ください。 9番の分家住宅を建築するものについて説明します。 申請地は、日進東中学校から西に約400mに位置する1筆で、登記地目は田で、現況地目は畑で面積は452㎡です。 申請者は現在東郷町の集合住宅で、家族4人で暮らしておりますが、今後の家族計画を考える上で現在の住宅では手狭であるため、日進市内に一戸建て住宅の建築を計画したものになります。 申請者には自己所有地がなく、両親に相談したところ、父
	議長	
	議長	
	事務局	

		親が所有する土地を使用しても良いという承諾を得ることができたため、やむを得ず申請地を選定したことになります。 排水について、汚水と雑排水は浄化槽で処理した後、雨水とともに申請地北側の既設側溝に放流するため、周囲の農地に対する問題はないと思われます。 農地法第5条第2項第1号の農地区分については、原則転用可能である、3種農地と判断されますので支障ありません。 第2号から5号についての各要件について、事務局で確認し支障ありません。 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の説明は以上です。 議案第3号について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等ございますか。 他にご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」賛成の方は、挙手をお願いします (全員挙手) 全員賛成ということで、議案第3号については、原案のとおり可決とします。 続きまして、議案第4号「特定農地貸付法第3条第1項の規定による承認申請について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。 議案第4号「特定農地貸付法第3条第1項の規定による承認申請について」説明いたします。 場所につきましては、4ページの位置図をご確認ください。 また、詳しい区画割については別冊④をご確認ください。 申請地は野方公民館から西に約120mに位置する3筆の農地で、登記地目はいずれも田、現況地目はいずれも畑で、面積は3筆合計で2,089㎡です。 区画はいずれも約30㎡で、区画数は全21区画で、区画の他に荷下ろし作業場と農機具小屋を設置する計画です。 貸付期間は1年間で、最長5年間まで継続可能です。 農園名は、「イチカワ農園」となります。 利用料金は1区画、年額18,000円です。 特筆すべき点として、農機具の無償貸出が可能であり、水
	議長	
	議長	
	事務局	

		につきましては農業用水の通水時期に限り、給水栓から水桶やタンクにくみ出した農業用水を使用することが可能です。 また、手洗い用として、隣接する集合住宅の上水道を使用することが可能です。 次に別冊の説明についてですが、 ・「①市民農園事業計画書」（開設者が農園開設にあたって市に提示した運営計画） ・「②貸付協定」（市と開設者間の協定。市又は農協以外の者が開設する場合必要） ・「③貸付規程」（開設者が利用者に対して、農園の利用条件などを示したもの） ・「④区画配置図」（農園の区画の配置を示したもの） についての説明です。 まず別冊①の市民農園事業計画書をご覧ください。 これは開設者が市民農園の開設にあたり、農園の概要や開設目的、開設に向けたスケジュールや費用などの概要をまとめた計画書です。事業計画の（８）の「対象者」において、「市民・市外住民」となっています。 次に別冊②の貸付協定をご覧ください。 これは法に基づき、管理運営に関することや利用において周辺地域に支障を及ぼさないことを確保するために必要な事項を定めており、開設者が農園の管理を適正に行うことを約束する協定です。令和６年７月１１日に日進市と開設者である申請者との間で締結しています。 次に別冊③の特定農地貸付規程をご覧ください。 １ページの第４の貸付利用条件ですが、先にも説明しましたが、貸付期間は１年とし、最長５年継続できます。賃料は１区画あたり年間１８，０００円で賃料を半年毎に貸付者に支払うものとしています。 第４の２の（１）から（１０）に農地における行為制限を規定しています。農地内でのゴミ放置や転貸禁止などの他、野焼きなど周辺に影響を及ぼす行為が該当します。 第９の貸付契約の解約等で、ルールを守らない場合や耕作しない場合の解約事項が規定されています。 最初にもお見せした別冊④については、区画・給水施設や農機具倉庫等の配置を示しています。
--	--	---

		今回の事業計画等からは、市民農園として利用することが、周辺農地へ及ぼす影響も支障ないと思われますので、新たな市民農園設置に問題はないと思われます。 議案第４号「特定農地貸付法第３条第１項の規定による承認申請について」についての説明は以上です。 議案第４号について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。
	議長	
	委員	駐車場はあるのか。
	事務局	駐車場はありませんが、荷下ろしスペースがあります。
	議長	他にご意見・ご質問等がないようですので、専決については、終わります。
		議案第４号「特定農地貸付法第３条第１項の規定による承認申請について」賛成の方は、挙手をお願いします。
	議長	(全員挙手)
		全員賛成ということで、議案第４号については、原案のとおり可決とします。
	事務局	続きまして、専決について、事務局より報告をお願いします。
		(事務局より報告。専決について一括で報告)
		・農地法第３条の３第１項の規定による届出 １件
		・農地法第４条第１項第７号の規定による届出 ４件
		・農地法第５条第１項第６号の規定による届出 １２件
	議長	専決について、何かご意見・ご質問等がございますか。
	委員	専決第１号の１９番について、耕作はする予定なのか。
	事務局	利用予定では保全と確認をしています。
	議長	他にご意見・ご質問等がないようですので、専決については、終わります。
		続きまして、その他について、事務局より報告をお願いします。
	事務局	(事務局より報告。)
		・農地法第５条第１項第６号の規定による届出の取下げについて
		・生産緑地のあっせん願いについて
	議長	その他について、何かご意見・ご質問等がございますか。
		ご意見・ご質問等がないようですので、その他については、終わります。
		続いて、事務局より事務連絡などがありましたら、お願いします。

	事務局	(事務連絡)
		・ 来月の農業委員会
		8月28日(水) 午後3時 本庁舎4階第1会議室
		・ 農地パトロールについて
	議長	それでは、これをもちまして、令和6年第7回農業委員会を終了させていただきます。
	(15:30)	長時間、ご審議いただきまして誠にありがとうございました。